

第16期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- 新株予約権等の状況
- 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社ブシロード

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2018年7月20日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

504個

・新株予約権の目的となる株式の数

1,008,000株（新株予約権1個につき2,000株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 1,200,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1,200,000円（1株当たり600円）

・新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2028年7月20日まで

・新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権者は、その行使時において、当社及び当社関連会社の役員、従業員の地位にあること、又は当社事業に特に関連すると当社取締役会が認める者であることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他取締役会が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

b. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

c. 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、12,000千円を超えてはならない。

d. 新株予約権者は、その目的となる株式が日本国内の証券取引所に上場された後6カ月が経過するまで、新株予約権を行使することができない。

(注) 2021年10月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	30個	60,000株	2人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っています。
- ロ. 取締役会は、「取締役会規程」「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しています。
- ハ. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が自己の部門を主管する取締役及び監査役に対し報告を行い、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を経営管理部門に確認するなどして認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理しており、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できることとしています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直しています。
- ロ. リスク情報等については各部門責任者から自己の部門を主管する取締役及び監査役に対し報告を行っており、個別のリスクに対しては、それぞれの担当部門にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、内部監査人が行っています。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることとしています。

- 二. 内部監査人は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることとしています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしています。
- ロ. 取締役会は、当社及び当社子会社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現することとしています。
- ハ. 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図ります。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等を設立又は取得する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備することとしています。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、経営企画部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしています。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営企画部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応しています。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができますこととしています。

- ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととしています。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとしています。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとしています。
 - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとしています。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしています。
 - ロ. 経営管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っています。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っています。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
諸規定を整備し、全取締役及び使用人に遵守させております。また、内部通報制度を整備し、法令違反について早期発見を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社リスク管理・コンプライアンス推進委員会が中心となり当社及び当社子会社の重要リスクの識別と評価を実施し、リスク対応計画の作成と実施をさせることにより、リスク管理の実効性を確保しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当事業年度においては、取締役会を計17回開催し、年度計画に基づき、各社の業績管理を実施いたしました。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
四半期ごとに、当社取締役会で、当社子会社社長から職務の執行の状況について、報告を受けました。また子会社の経営管理等については、当社経営企画部より指導及び支援を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人について取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保しております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び当社子会社は、内部通報制度を整備しております。またその中で、報告した者に対する不当な取り扱いの禁止等を定めております。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては方針を定め、適切に運用しております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人、内部監査室と、それぞれ定期的に意見交換を行いました。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力に対する取組みとしては、取引を回避するため新たな取引先の事前審査を厳格に行うよう努めるほか、契約書等には反社会的勢力排除条項を規定しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,165,648	3,102,418	7,057,633	△324,679	13,001,021
会計方針の変更による累積的影響額			△656,758		△656,758
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	3,165,648	3,102,418	6,400,875	△324,679	12,344,263
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	563,075	563,075			1,126,150
自己株式の取得				△2,000,579	△2,000,579
親会社株主に帰属する当期純利益			3,508,304		3,508,304
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	563,075	563,075	3,508,304	△2,000,579	2,633,875
当連結会計年度末残高	3,728,723	3,665,493	9,909,179	△2,325,258	14,978,138

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	123,151	117,418	240,570	652,890	13,894,482
会計方針の変更による累積的影響額				△6,103	△662,861
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	123,151	117,418	240,570	646,786	13,231,620
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					1,126,150
自己株式の取得					△2,000,579
親会社株主に帰属する当期純利益					3,508,304
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△253,617	615,827	362,209	△34,886	327,322
当連結会計年度変動額合計	△253,617	615,827	362,209	△34,886	2,961,198
当連結会計年度末残高	△130,465	733,245	602,780	611,899	16,192,818

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 14社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)ブシロードミュージック
Bushiroad International Pte. Ltd.
新日本プロレスリング(株)
(株)ブシロードクリエイティブ

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Bushiroad USA Inc.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、(株)アルゴナビスを新規設立したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称 Bushiroad USA Inc.
(株)キネマシトラス
(株)リング・フランカ

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品及び製品

当社及び国内連結子会社は主として移動平均法による原価法を、在外連結子会社は先入先出法による原価法を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

車両運搬具 2年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1年～5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却をしております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすスワップ取引について、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金利息の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップにつきましては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

提供する財又はサービスに関する主要な収益は以下の通りであります。

- イ TCG、音楽・映像パッケージ、MD、グッズなどの商品及び製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ロ 当社パブリッシュのモバイルオンラインゲームについては、顧客がゲーム内通貨を用いて交換したアイテムの見積り利用期間に基づいて収益を認識しております。共同事業のモバイルオンラインゲームから生じる収益は、パブリッシャである共同事業者が獲得した収益に対して収益分配を受けることによって生じております。収益分配は当社が顧客である共同事業者への企画・開発・広告等の履行義務の提供により獲得したものであることから、顧客が獲得する収益を見積り当社の収益を認識しております。
- ハ 映像・音楽コンテンツ、アニメーション等のIP権、音楽著作権などのライセンス契約におけるライセンスの供与については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、売上高に基づくロイヤルティは契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。
- ニ プロレスリングの興行、音楽ライブなどのライブイベントについては、開催時点において顧客に対して約束したサービスの履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。
- ホ 広告代理店業、イベントの企画・制作、音響・映像制作などの請負サービスの提供については、顧客への制作物及びサービスの提供を完了した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

なお、「9. 収益認識に関する注記、2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」における主要な財又はサービスのラインと提供する財又はサービスに関する主要な収益の関連性は以下です。

主要な財又はサービスのライン	提供するサービスに関する主要な収益
TCG	TCGの販売
ゲーム	モバイルオンラインゲームのパブリッシュ モバイルオンラインゲームの共同事業
MD	MDの販売
メディア	アニメーション等のIP権のライセンス、広告代理店業、イベントの企画・制作、音響・映像制作
音楽	映像・音楽コンテンツ、音楽著作権のライセンス 音楽・映像パッケージの販売 音楽ライブの開催
スポーツ	プロレスリングの興行開催 グッズの販売 映像・音楽コンテンツのライセンス

⑧ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑨ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は1,247,377千円減少し、売上原価は1,355,581千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ108,203千円増加しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は35.0円の減少、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、2.59円及び2.36円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は656,758千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	884,183千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部が将来の一時差異等加減算前課税所得（以下課税所得）の見積りに対して利用できる可能性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の評価をしております。将来の課税所得の見積りにあたっては、取締役会で承認された2023年6月期の事業計画及び中期経営計画を基礎に、将来の課税所得の見積りを行っております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額に用いた主要な仮定

主要な仮定は中期経営計画における経営戦略の進捗度合いにより生じる売上高及び営業損益率です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染拡大に関する当社の仮定との著しい差や、経営環境の著しい変化及び経営戦略の進捗の遅れなど、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	2,283,224千円
投資有価証券評価損	90,499千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のもについては、時価が取得原価に比べて50%程度下落した場合には、時価が著しく下落したと判断し、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理しております。また、その他有価証券で市場価格のない株式等については、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度下落した場合には、株式の実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理しております。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しております。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、減損処理を行うにあたり、投資先の売上高実

績、売上高成長率や営業利益率、入手した投資先の事業計画と実績の予実分析等を考慮し、実質価額を算出しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、投資先の売上高実績、売上高成長率や営業利益率、投資先の事業計画です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,029,224千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。遊休資産については各物件単位でグルーピングを行っております。

減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
その他	のれん	東京都千代田区 (株)フロントウイングラボ	149,366

(株)フロントウイングラボののれん

(株)フロントウイングラボの行うアニメーション制作及びプロデュース業において、市場環境の変化に伴い事業の方針を見直すとともに事業計画の変更を行ったため、減損の兆候があると認められました。変更後の事業計画及び成長率の実現可能性を検討した結果、減損損失の認識が必要とされたため、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は将来の不確実性を慎重に検討した結果、回収可能価額をゼロとして評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 34,067,390株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	291,664千円	9.0円	2022年 6月30日	2022年 9月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,710,373株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に為替相場を把握し、為替の変動リスクを管理しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理本部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同等の管理を行っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式及び外貨建債券であります。業務上の関係を有する企業の株式は、価格の変動リスクに晒されております。当該リスクの管理のため、時価や発行体の財務状況等の継続的なモニタリングを行っております。また外貨建債券については、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに加え、為替の変動リスクに晒されております。これらについては、発行体を安全性の高い金融機関を中心とし、時価や発行体の格付の変化、為替動向等の金融情勢を継続的に確認することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては金利スワップ取引を利用してリスクの軽減を図っております。

転換社債型新株予約権付社債は、事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、利率はゼロのため金利変動リスクにはさらされておられません。当社グループでは適時に資金計画を作成・更新することで、想定される必要な手元流動性を維持すること等により、償還時に支払いを実行できなくなる流動性リスクの管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,703,264	1,703,264	－
資産計	1,703,264	1,703,264	－
長期借入金 (1年内含む)	12,512,151	12,336,923	△175,228
転換社債型新株予約権付社債	4,000,000	4,441,040	441,040
負債計	16,512,151	16,777,963	265,812
デリバティブ取引	－	－	－

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引については、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体して処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	579,959

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	456,548	—	—	456,548
債券	—	1,246,715	—	1,246,715
資産計	456,548	1,246,715	—	1,703,264

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内含む)	－	12,336,923	－	12,336,923
転換社債型新株予約権付社債	－	4,441,040	－	4,441,040
負債計	－	16,777,963	－	16,777,963

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

株式は取引所の価格により算定しており、レベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関等から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

取引金融機関等から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 480.79円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 109.62円 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 100.05円 |

(注) 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

9. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	デジタル IP事業	ライブIP事業	
主要な財又はサービスのライン			
TCG	15,260,371	—	15,260,371
ゲーム	9,360,885	—	9,360,885
MD	4,396,563	—	4,396,563
メディア	2,337,486	—	2,337,486
音楽	—	4,627,154	4,627,154
スポーツ	—	5,599,964	5,599,964
その他	383,933	—	383,933
顧客との契約から生じる収益	31,739,239	10,227,119	41,966,359
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	31,739,239	10,227,119	41,966,359

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記⑦重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

① 契約負債の残高

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	1,010,108千円
契約負債（期末残高）	1,070,408千円

② 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、990,576千円であります。

③ 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

重要な変動はありません。

④ 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主にモバイルオンラインゲームにおける顧客への履行義務が充足されていないものです。履行義務はアイテムの見込み利用期間にわたり充足され、当該見込み利用期間を通じて収益認識されます。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年内	24,185千円
1年超	253,368千円

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当社グループが保有するIPの各種権利許諾のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプション(新株予約権)の発行)

当社は、2022年6月23日開催の取締役会において、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議し、2022年7月12日に付与しております。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の使用人が、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社ブシロード第4回新株予約権 |
| 2. 新株予約権の総数 | 8,730個 |

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、5.(2)①の規定を準用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日

の終値) のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

5. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株} \times \text{当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が

当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

（3）上記（1）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（4）行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2026年6月24日から2032年6月22日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

9. 新株予約権の取得条項

以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償

で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記9.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12.に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

12. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

13. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブとして割り当てられる新株予約権であり、金銭を払い込むことを要しないことは有利発行には該当しない。

14 新株予約権を割り当てる日

2022年7月12日

15 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社の執行役員	6名	660個
当社の使用人	359名	7,030個
株式会社ブシロードウェルビーの使用人	59名	630個
株式会社劇団飛行船の使用人	26名	350個
株式会社ゲームビズの使用人	6名	60個

(多額な私募債の発行と資金の借入)

当社は、2022年7月4日開催の取締役会において、無担保社債（私募債）の発行と資金の借入について決議いたしました。これは、運転資金ならびに今後の事業拡大に向けた積極的な投資のため、無担保社債の発行及び資金の借入を実行するものです。

(1) 私募債発行の概要

1. 銘柄	株式会社ブシロード第1回無担保社債（適格機関投資家限定）
2. 発行総額	2,000,000千円
3. 発行価額	社債の金額100円につき金100円
4. 利率	固定金利
5. 発行日	2022年7月25日
6. 償還期限	2027年7月23日
7. 償還方法	6ヶ月毎の定時償還
8. 財務代理人	株式会社三菱UFJ銀行
9. 総額引受人	株式会社三菱UFJ銀行
10. 振替機関	株式会社証券保管振替機構

(2) 借入内容

1. 借入先	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行
2. 借入金額	4,000,000千円
3. 借入金利	固定金利
4. 借入実行日	2022年7月8日
5. 返済方法	元金均等返済
6. 最終返済期日	借入実行日より5年間
7. 担保等の有無	無担保・無保証

11. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症拡大等の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症拡大については世界の各地域において感染拡大防止策やワクチン接種が推進されることにより、経済や個人消費が回復していくことが期待される一方で、社会情勢の変化等により依然先行きが不透明な状況が継続すると予測されます。当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	3,165,648	3,164,648	3,164,648	1,287	2,546,158	2,547,445
会計方針の変更による累積的影響額					△406,936	△406,936
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,165,648	3,164,648	3,164,648	1,287	2,139,222	2,140,509
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）	563,075	563,075	563,075			
自己株式の取得						
当 期 純 利 益					1,153,232	1,153,232
会社分割による減少					△490,431	△490,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	563,075	563,075	563,075	-	662,801	662,801
当 期 末 残 高	3,728,723	3,727,723	3,727,723	1,287	2,802,023	2,803,310

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△324,679	8,553,063	76,045	76,045	8,629,108
会計方針の変更による累積的影響額		△406,936			△406,936
会計方針の変更を反映した当期首残高	△324,679	8,146,126	76,045	76,045	8,222,171
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）		1,126,150			1,126,150
自 己 株 式 の 取 得	△2,000,579	△2,000,579			△2,000,579
当 期 純 利 益		1,153,232			1,153,232
会 社 分 割 に よ る 減 少		△490,431			△490,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△142,933	△142,933	△142,933
当 期 変 動 額 合 計	△2,000,579	△211,627	△142,933	△142,933	△354,561
当 期 末 残 高	△2,325,258	7,934,499	△66,888	△66,888	7,867,610

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

車両運搬具 5年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1年～5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間にわたり均等償却をしております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

提供する財又はサービスに関する主要な収益は以下の通りであります。

① TCGなどの商品及び製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 当社パブリッシュのモバイルオンラインゲームについては、顧客がゲーム内通貨を用いて交換したアイテムの見積り利用期間に基づいて収益を認識しております。共同事業のモバイルオンラインゲームから生じる収益は、パブリッシュである共同事業者が獲得した収益に対して収益分配を受けることによって生じております。収益分配は当社が顧客である共同事業者への企画・開発・広告等の履行義務の提供により獲得したものであることから、顧客が獲得する収益を見積り当社の収益を認識しております。

③ アニメーション等のIP著作権などのライセンス契約におけるライセンスの供与については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識する方法に変更しております。なお、売上高に基づくロイヤルティは契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすスワップ取引について、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金利息の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップにつきましては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、従来の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は84,887千円減少し、売上原価は74,774千円円減少しており、業利益、経常利益及び税引前当期純利益は10,113千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が406,936千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価及び関係会社への貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,273,269千円
関係会社株式評価損	－千円
貸付金	4,406,448千円
貸倒引当金	855,000千円
貸倒引当金繰入額	213,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の取得原価までの回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しております。

また、関係会社への貸付金の評価にあたっては財政状態及び経営成績等に応じて貸倒懸念債権に分類された貸付金については財務内容評価法に基づき評価しております。

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

貸倒懸念債権として区分された貸付金については財務内容評価法により経営状態、財政状態、事業計画の実現可能性を考慮した上で、支払能力を総合的に判断した結果、総額855,000千円の貸倒引当金を計上しており、引当不足額の213,000千円を貸倒引当金繰入額として計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額に用いた主要な仮定

主要な仮定は、関係会社の売上高実績、売上高成長率や営業利益率、事業計画と実績の予実分析等です。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

貸倒懸念債権として区分された関係会社に対する貸付金のうち、貸倒引当金を計上していない貸付額は650,842千円です。翌事業年度の業績の悪化等により貸倒引当金計上額が増加する可能性があります。

関係会社株式は、将来の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

2.繰延税金資産の回収可能性の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	587,178千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異が将来の一時差異等加減算前課税所得（以下課税所得）の見積りに対して利用できる可能性を考慮して、繰延税金資産の回収可能性の評価をしております。将来の課税所得の見積りにあたっては、取締役会で承認された2023年6月期の事業計画及び中期経営計画を基礎に、将来の課税所得の見積りを行っております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額に用いた主要な仮定

主要な仮定は中期経営計画における経営戦略の進捗度合いにより生じる売上高及び営業損益率です。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染拡大に関する当社の仮定との著しい差や、経営環境の著しい変化及び経営戦略の進捗の遅れなど、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

3.投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	1,320,523千円
投資有価証券評価損	90,499千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものについては、時価が取得原価に比べて50%程度下落した場合には、時価が著しく下落したと判断し、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理しております。また、その他有価証券で市場価格のない株式等については、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度下落した場合には、株式の実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理しております。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しております。

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、減損処理を行うにあたり、投資先の売上高実績、売上高成長率や営業利益率、入手した投資先の事業計画と実績の予実分析等を考慮し、実質価額を算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額に用いた主要な仮定

主要な仮定は、投資先の売上高実績、売上高成長率や営業利益率、投資先の事業計画です。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	156,506千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	1,032,088千円
② 長期金銭債権	3,912,725千円
③ 短期金銭債務	455,825千円
(3) 保証債務	
関係会社の営業取引に対し、債務保証を行っております。	
株式会社ブシロードムーブ	17,127千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	589,641千円
仕入高	558,734千円
販売費及び一般管理費	3,412,914千円
営業取引以外の取引高	27,797千円

(2) 貸倒引当金繰入額

関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金213,000千円の計上によるものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	1,660,215株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	27,774千円
未払費用	18,488
棚卸資産評価損	178,936
仕掛品	76,652
貸倒引当金	294,241
賞与引当金	32,985
役員退職慰労引当金	9,830
減価償却超過額	85,394
資産除去債務	27,548
投資有価証券評価損	61,883
関係会社株式評価損	276,785
会社分割に伴う関係会社株式差額	74,810
退職給付引当金	16,259
前受収益	48,671
その他	14,731
繰延税金資産小計	<u>1,244,994</u>
評価性引当額	<u>△613,187</u>
繰延税金資産合計	631,806
繰延税金負債	
税務上の収益認識差額	<u>△44,627</u>
繰延税金負債合計	<u>△44,627</u>
繰延税金資産の純額	587,178

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)ブシロードミュージック	所有 直接 100.0%	当社銀行借入 に対する債務 被保証 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	2,000,000	短期貸付金 (注) 1	1,750,100
				利息の受取	7,108	長期貸付金 (注) 1	199,920
子会社	(株)ブシロードムーブ	所有 直接 100.0%	資金の援助 当社の広告宣 伝・販促業務 の外注先 当社の提供す る製品・サー ビスの仕入先	利息の受取	3,750	短期貸付金 (注) 1	130,000
				—	—	長期貸付金 (注) 1	190,000
				広告宣伝・販 促業務の外注 (注) 5	1,685,992	未払金	150,742
				サービスの仕 入(注) 5	99,107	買掛金	5,844
子会社	(株)劇団飛行船	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付	300,000	長期貸付金 (注) 1、2	553,342
				利息の受取	3,706		
子会社	(株)ブシロードウェルビー	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付	300,000	長期貸付金 (注) 1、3	682,499
				利息の受取	3,706		
子会社	(株)アルゴナビス	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付	400,000	長期貸付金 (注) 1	400,000
				利息の受取	1,161		
子会社	(株)ブシロードクリエイティブ	所有 直接 100.0%	会社分割 (注) 5	会社分割 分割資産合計 分割負債合計	561,796 —	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付について、貸付利率は市場利率を勘案して合理的に決定しております。

2. 当事業年度末において、300,000千円の貸倒引当金を設定しております。

3. 当事業年度末において、285,000千円の貸倒引当金を設定しております。

4. 市場価格、第三者との取引価格を勘案し決定しております。

5. 会社分割については、当社を分割会社とし株式会社ブシロードクリエイティブを承継会社とする会社分割であります。なお、分割資産の金額は分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 242.77円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36.03円 |
- (注) 1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

10.収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプション(新株予約権)の発行)

連結計算書類の「注記事項(重要な後発事象)」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(多額な私募債の発行と資金の借入)

連結計算書類の「注記事項(重要な後発事象)」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症拡大等の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症拡大については世界の各地域において感染拡大防止策やワクチン接種が推進されることにより、経済や個人消費が回復していくことが期待される一方で、社会情勢の変化等により依然先行きが不透明な状況が継続すると予測されます。当事業年度の計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。